

# 十六世紀末の日本と中国・朝鮮との講和交渉 —米沢上杉神社所蔵の明朝冠服を手がかりに—

新宮 学

## はじめに

米沢市の上杉神社には、米沢藩の藩祖の上杉謙信以来、二代景勝、執政の直江兼続、十代鷹山の遺品や遺墨を収蔵展示するための稽照殿という資料館が設けられている。同市出身の伊東忠太工学博士によつて設計された本館の開館は、大正十二年（一九二三）にまで遡る。この稽照殿の展示品の一つに、中国の明朝（一三六八～一六四四）の冠服一式がある。これらは、景勝（一五五五～一六一三）の遺品の一部で、昭和三十六年（一九六一）二月に国的重要文化財の指定を受けている。

この明朝の冠服は、古くから上杉神社が所蔵していたものではない。戦後の混乱期の昭和二十一年、散逸と損壊から護るために、東京の大森大井町にある上杉旧伯爵家から

寄贈されたものの一部である。

上杉家が所蔵していた謙信・景勝関係の服飾品の約百点の貴重な価値については、早くから知られていた。戦前の昭和十六年には、第四十二回史学会大会で上杉家の家什展覧が催された折りに、その一部が公開展示されたこともあら。

また、上杉家に伝わる衣装の服飾史上の価値を調査したにもに、『上杉家伝来衣裳』<sup>①</sup>という豪華版の図録がある。編者の一人の山辺知行氏の「総説——上杉神社の服飾品」によれば、「明の万暦二十三年（一五九五年）に明王から景勝公に贈られたもので、これには兵部劄がついている。即ち、この年明使は秀吉を国王に封じ、各大名にも武職を授け、景勝を以て都督同地の官職に任ずるという辞令書で、秀吉がこれに怒って明使を追い返したという話は有名である。一揃いの当時の明服が揃っているのは珍しい資料であ

る。」と解説している。さらに大庭脩氏も、辞令書研究の関心から、「明代の遺品」としての兵部劄について考察を加えている。<sup>(2)</sup>

本稿では、上杉神社が所蔵する貴重な景勝遺品の明朝冠服を手がかりに、十六世紀末、文禄の役（一五九二～三）と慶長の役（一五九七～八）と呼ばれる、秀吉の一度にわたる朝鮮侵略の間にある停戦時期の東アジアの三国、すなわち、日本と中国、そして朝鮮との間に繰り広げられた講和交渉の一端を明らかにしたい。<sup>(3)</sup>

## 一 明朝から贈られた冠服

### 1 上杉神社所蔵の明朝冠服

明朝冠服一式は、以下の六点からなる。主に神谷栄子氏の「図版解説」<sup>(4)</sup>を参考にして紹介する。

#### ① 赤地雲文緞子龍文刻糸飾付明服 一領（図1-1・2）

赤色に先染した雲文緞子で、胸と背には後述するように同一寸法の刻糸（緞織）の徽飾をつけている。中国では、「团領衫」と呼ばれる。その色から、一般に「緋袍」とも呼ばれるが、明朝では洪武三年（一三七〇）に、服飾の色を宋代と同様に赤を貴ぶことを決めている。<sup>(5)</sup>



図2-1 緑貼裏（正面）

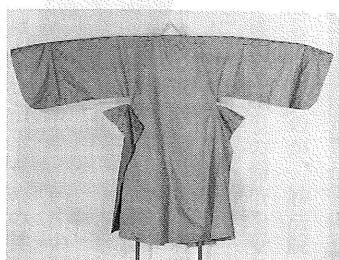


図2-2 緑貼裏（背面）

#### ② 下着 一領（図2-1・2）

萌黄色に先染した雲文緞子で、①の明服より寸法は小ぶりで、その下に重ね着した。「緑貼裏」と呼ばれる。



図1-1 緋袍（正面）



図1-2 緋袍（背面）

③ 冠 一頭

(図3-1・2)

「烏紗帽」と呼ばれるもので、黒革製でその上に薄い裂をかぶせる。現在、燕尾は鉄製の骨の部分のみが残っている。



図3-3 犀角帯(正面側)

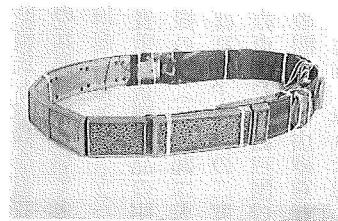


図3-4 犀角帯(背面側)

(図3-3・4)  
犀角製のベルトで、「犀角帯」と呼ばれる。透彫りは麒麟のみが残っている。

④ 石帶 一条

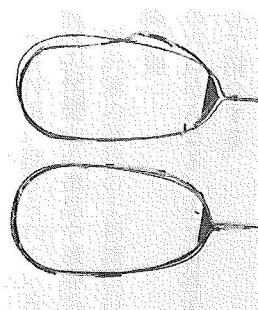


図3-2 烏紗帽の燕尾

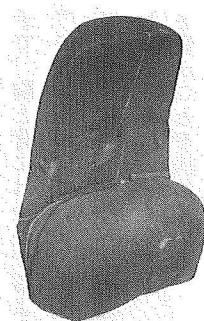


図3-1 烏紗帽

模様である。

⑤ 骑 一双

(図3-5)

黒革製で、上部は紺木綿の裂で、靴底は刺子になつていて、「鳥翼」と呼ばれる。

⑥ 明兵部劄 一幅

(図4)

上の五

点とは

異なり

文書史

料であ

る。明

朝の兵

部尚書

(現在

の防衛

府長官)が出した公文書である。タテ一〇五センチ×ヨコ八九・五センチと、かなり大きなものである。内容については後述する。

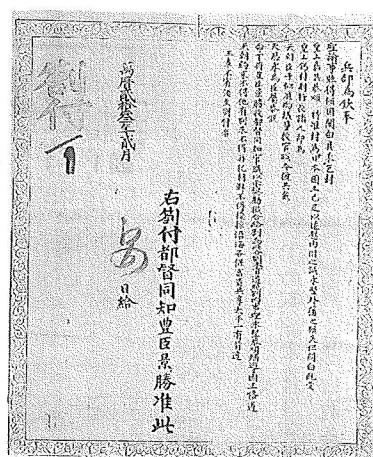


図4 兵部劄



図3-5 鳥翼

明朝の官僚は、官位に応じた冠と衣裳を身につけていた。

最上位の一品官から下の九品官まで、大きく九ランクに分かれる。上杉神社所蔵の明朝冠服が、何品官相当の冠服であるかについて、はじめて本格的な検討を試みた大庭脩氏<sup>(6)</sup>は、①の明服を「ほぼ一品官の公服」としている。景勝が

明国から与えられた官職は、都督同知である。本来武職の一つで、都督のもとで軍務を補佐した<sup>(7)</sup>。その資格は、従一品である<sup>(8)</sup>。従って、一品相当の冠服であればよいが、そう簡単ではない。

一般に、冠服の官位は、会典に見えるように束帶<sup>(9)</sup>の材質によって区別されていた。

凡そ文武官の常朝視事、烏紗帽・團領衫・東帶を以て  
公服と爲す、一品玉帶、二品花犀帶、三品金銀花帶<sup>(10)</sup>、  
四品素金帶、五品銀銀花帶、六品七品素銀帶、八品九  
品烏角帶。(正徳『大明会典』卷五八、冠服、文武  
冠服、常服)

①の石帶が一品の玉帶ではなく、二品の「花犀帶」、いわゆる透彫りの「犀角帶」であることから判断して、大庭氏の指摘は妥当なもので、おそらく二品相当の明朝の常服のセットと考えられる。ただ厳密に言えば、常服は公服とは異なる。公服が本来、朔望（一日・十五日）の朝参の時などに着用したのに対し、常服はそれ以外の常朝視事の際

に便服として着用した。<sup>(9)</sup>

なお、①の明服に縫いつけられたいわゆる「龍文刻糸」の微飾も、明服の官位を知る上で重要な手がかりであるが、のちに改めて検討することにしたい。

## 2 妙法院所蔵の明朝冠服

上杉神社所蔵の明朝の冠服については、先に述べたよう  
に早くから価値が知られていたが、近年に、その価値を改  
めて認識させられる出来事があった。それは、一九九九年  
の四月から五月にかけて、京都国立博物館で「妙法院と三  
十三間堂」という特別展覽会が開催されたからである。<sup>(11)</sup>こ  
の展覽会では、景勝と同じ時期に太閤秀吉に贈られた明朝  
の冠服について、初めて本格的な調査と整理が行われ、公  
開展示された。

京都東山七条にある、等身大的千手觀音像が千体も並ぶ  
三十三間堂（蓮華王院）を管理しているのが、妙法院であ  
る。妙法院は、平安時代末期の後白河法皇の帰依を受けた  
僧昌雲（天台座主快修の弟子）に始まる寺院である。のち  
に秀吉との関わりの深い寺となるのは、次のような事情か  
らであった。

慶長三年（一五九八）八月十八日、秀吉は伏見城で六十  
三歳の波乱万丈の生涯を閉じた。その亡骸は、東山の阿弥  
陀ヶ峰に埋葬され、翌年四月には秀吉を祀るための神廟が

完成した。神廟は秀吉の神号「豊國大明神」に因んで、「豊国社」と名付けられた。

それから十六年後の元和元年（一六一五）、大坂夏の陣で豊臣家が滅亡すると、豊国社にあった秀吉の遺品の大半は、これに隣接する秀吉創建の方広寺大仏殿に移管された。この大仏殿の管理を任せられたのが妙法院で、秀吉の遺品を保管することになった。<sup>(1)</sup> これらの遺品の中に、明の皇帝から秀吉に文禄五年（万暦二十四年、一五九六）九月に贈られたものの一部が含まれていることが明らかになったのである。<sup>(2)</sup>

秀吉に贈られた冠服の内訳は、幸い、以下に掲げる宮内庁書陵部所蔵の『万暦二十三年勅諭』（明王贈太閤冊封文）に記載されており、その全容を知ることができる。<sup>(3)</sup>

### 『万暦二十三年勅諭』（後半部分）

頒賜

國王

紗帽一頂

展角全

金箱犀角帶一條

常服羅一套

大紅織金賀背麒麟圓領一件

青褡襪一件

綠貼裏一件

皮弁冠一副

七旒早綢紗皮弁冠一頂  
旒珠金事件全 玉圭一枝袋全  
五章絹地紗皮弁服一套

大紅素皮弁服一件 素白中單一件 繡色素前後

裳一件

纈色素蔽膝一件 玉鈕全 纈色粧花綿綬一件 玉鈕玉打環全

紅白素大帶一條 大紅素紺絲馬一雙 機全

丹礮紅平羅銷金夾包袱四條

紵絲一疋

羅二疋 黑綠花一疋 深青素一疋

羅二疋

黑綠一疋 青素一疋

白襍絲布十疋

萬曆二十三年正月二十一日

（年号にかけて「廣運之寶」の朱印あり）

調査にあたった京都国立博物館工芸室長河上繁樹氏の研究によれば、このうち太字の六点（常服関係二点、皮弁服関係四点）が妙法院所蔵の遺品にあたるとしている。<sup>(4)</sup>

周知のように、文禄の役は、慶長の役とともに、豊臣秀吉が十五万余の大軍を朝鮮に派遣して行った前近代の日本における最大の対外戦争であった。因みに、景勝は兵五千の派遣を秀吉から命じられ、文禄二年六月から九月まで、

朝鮮に渡り、小西行長の陣所として用いられた熊川倭城の  
築造を行つてゐる。<sup>(1)</sup>

日本側は、当初新兵器の鉄砲隊の威力により、すぐに漢城（現、ソウル）や、平壌（現、ピヨンヤン）を占領した。

その後、李舜臣の率いる朝鮮水軍や明朝の援軍によつて戦局が膠着する。とくに、文禄二年一月小西行長の率いる日本軍が平壌の戦いで明の提督李如松の軍に敗れると、戦局は攻守ところを変え、日本と中国の間で和平工作が試みられる。<sup>(2)</sup> 和平工作を進める過程で、明の朝廷ではさまざま議論をへて、秀吉を「日本国王」に封することを決定した。<sup>(3)</sup> これが実現すれば、室町幕府の足利氏以来のことになるはずであった。明朝から冊封使が派遣され、文禄五年九月一日、大坂城で豊臣秀吉に「日本国王」の誥命（辞令書）、および講和の条件を記した『万暦二十三年勅諭』と金印、冠服が贈られた。

すでに述べたように上杉神社所蔵の景勝の冠服は、これらの秀吉に贈られた冠服と同時期に賜与されたものである。

翌二日、明朝からの冊封使をもてなす饗応の宴で、秀吉がこれらの冠服を身につけたことは、次の山家素行『武家事紀』卷一一、続集、譜伝六、豊臣家の丙申十二年（慶長元年、明万暦二十四年）九月の条に見えてゐる。

翌二日饗應アリ。公（秀吉）上壇ノ中央ニ曲祿ヲ置、

明王ヨリ送ル處ノ冠冕ヲ著シ、衣服ハ悉ク赤裳束也。  
兩國使人中央ノ右ニ著座、左ハ家康公・利家以下七人、  
皆明朝ヨリ送ル處ノ衣冠ヲ服シテ著座、堂上堂下ニ諸  
大名列參ス。

秀吉は、しばしば「弓箭きひしき国」としての日本を、「大明之長袖國」に対比させたと言われる。<sup>(4)</sup> しかし、このとき秀吉が上機嫌で身にまとつたのは、まさにその「大明之長袖」であった。ここでは、徳川家康・前田利家以下七人が衣冠を身につけたあるだけで、景勝の名は見えない。しかし、その当時、景勝は豊臣政権のもとで家康や利家らとともに「七人宿老」の地位にあつたから、景勝も明服を着たことは間違いない。

ところで、妙法院の秀吉のものと上杉神社のものとを比較すると、上杉神社所蔵の明服の保存状態がきわめて良好である。しかも、妙法院のものは、常服のうち欠けているものがあるのに対し、上杉神社のものは、常服のワンセットがそのまま揃っているという点でも貴重である。後述するように、この時に明朝から常服五〇セツトあまりが贈られたが、現在のところ、上杉神社と妙法院所蔵のものしか存在が知られていない。また中国の国内でも、清朝の冠服はかなり残っているが、明朝のものは極めて珍しい。それだけに、この上杉神社所蔵の明朝の冠服は貴重なものと言える。

## 一 明服の徽飾は龍の文様か

秀吉や景勝に贈られた常服の胸と背の部分には、四角いゼッケンのようなものが縫いつけてある。これは、「補子」と呼ばれるもので、明清時代、官位を表すために官服につけた徽飾である。金糸や彩糸で、文官は鳥を、武官は獸を刺繡している。

秀吉のものは、今回特別展覧会で公開されたように、金糸の麒麟文であった。<sup>(2)</sup> 麒麟文は、一般には、図5に掲げたような文様が用いられ、武官の最上位にある公・侯・駙馬都尉クラスに相当する。<sup>(25)</sup> これに対し、景勝に与えられたものは、タテ三三・五センチ×ヨコ三六センチの彩糸綴織で、「赤地雲文緞子龍文刻糸飾付明服」と命名されているように、一般には「龍文」とされている。言うまでもなく、麒麟や龍はどちらも中国の想像上の動物であるが、麒麟よりは龍の方が格が上である。明清時代



図5 麒麟文  
(正徳『大明会典』)



図6 獅子文  
(正徳『大明会典』)

あらためて上杉神社所蔵の明服の官位を表す補子を仔細に検討すると、補子に刺繡された龍はちょっと可愛らしいところがある(図7)。また後述するように龍の爪が、五本爪ではなく四本爪である点

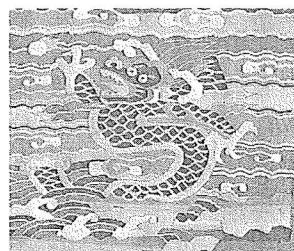


図7 補子

には、龍の文様は本来、皇帝のみが使うべきものであつた。

景勝は、兵部劄に明記されていたよう

に従一品資格の都督同知を受けられているから、本来であれば、図6に掲げたような一・二品の武官に用いる獅子文のはずである。太閤秀吉の補子が麒麟文であるのはよいとしても、陪臣たる戦国大名の上杉景勝のものが、麒麟文よりも格が上の龍文が与えられたというのは、どうも合点の行かないところがある。

ところで、『景勝公御年譜』<sup>(22)</sup> 卷一八、慶長元年秋九月二日の条には、いささか気になる記述がある。

(楊) 方亨・(沈) 惟敬伏見城(大坂城の誤り) 二登

ル(中略)。時ニ行長進テ云、大明聘使謹テ其禮ヲ行

フヘシ。爰ニ於テ、惟敬金印及ヒ封王ノ冠服、且(且?)日本諸臣ノ冠服五十余具ヲ授テ云ク、其位階ニ隨テ是ヲ用ヒラルヘシ。去レハ大明ニ於テ調ル衣服ハ僅ニ三十余具ナリ。今日本國牧郡守ノ多ヨ見テ驚キ、俄ニ調ル事ヲ得ス、故ニ冊使ノ故衣ヲ并テ其數ニ備フ。

これによれば、明朝の冊封使は、秀吉以外の家臣や大名にも五〇セットあまりの冠服を受けた。そのうち、明朝から当初用意してきたのは三〇セットあまり、足りない分は、冊封使の故衣(普段着)で間に合わせたというのである。

さて、中国では、官僚や庶民の服装には一定の決まりがあった。皇帝の権威が強化された明代には、沈德符『万曆野獲編』卷一、列朝、蟒衣にあるように、蟒・飛魚・斗牛の文様を勝手に刺繡することさえ禁じられていた。それを製作した工人は、斬首の刑に処せられ、家族も邊境に送られ軍役に充てられた。製作者だけでなく、着用した者も、当然重い处罚を受けた。

按するに、正統十二年(一四四七)上、奉天門に御し、工部の官に命じて曰く、「官民服式ともに定制あり。

いま蟒龍・飛魚・斗牛の違禁の花様を織繡する者あり。工匠は斬に處し、家口<sup>(23)</sup>は邊衛に發して軍に充てよ。服用の人も重罪して宥さず」と。(沈德符『万曆野獲編』)

### 卷一、列朝 蟒衣<sup>(24)</sup>

それでは、蟒龍・飛魚・斗牛とは、いったいどのような動物なのか。蟒とは、もともと大蛇(おろち)のことであるが、形は豚に似て、赤い文様があり、雷を避けるといわれる想像上の動物である。<sup>(25)</sup>最後の斗牛は、虬(みずち)の類<sup>(26)</sup>であるが、角と四脚をもつ想像上の動物である。

しかし明代には、龍に似た文様が蟒龍・飛魚・斗牛と呼ばれていたようである。これは、皇帝が五爪二角の龍の文様を独占して他者の使用を禁じていたので、民間では、禁制を逃れてかぎりなく龍に近い文様が考案されるようになつたためである。考案者はもちろん使用者も、これは龍に似て龍にあらず、蟒だ、飛魚だ、斗牛だと強弁していたらしい。とくに正統(一四三六～四四)のころから、モンゴルの部族長に賜与されるようになり、織造局のような政府の工房でも造られるようになったことが、これに拍車をかけた。

蟒衣は龍を象どるの服たり、至尊の御するところの官袍と相肖<sup>(27)</sup>たり、但だ一爪を減らすのみ。正統の初め、始

めて以て虜酋に賞す。（中略）飛魚・斗牛等の服に至りては、蟒衣に亞ぎ、古もまた未だ聞かず。今以て六部大臣および出鎮視師の大帥に頒及す。〔『万曆野獲編』〕

### 補遺卷二、閣臣賜蟒之始<sup>(32)</sup>

蟒衣は、皇帝が着用する龍袍と似ているが、その龍の文様は、本来の五本爪ではなく一本少ない四本爪のものがこう呼ばれていたことが判る。明朝中頃から蟒衣がとくに好まれるようになつたので、弘治元年（一四八八）には、分をわきまえずこの賜与を求めたり、織造するのを禁じている。

禮部覆奏す。都察院左副都御史邊鏞の言いしところに、内外官の蟒衣を僭乞する者を禁ぜんことを乞う。按ずるに、國朝品官の服色に未だ蟒衣の制あるを聞かず。これを爾雅および諸韻書に考うるに、皆蟒とは大蛇と云い、初めより蟒龍の稱無し。蓋し、蟒はすなわち蛇の屬にして、龍類には非ず。蟒は角無く足無し。龍は則ち角足具<sup>(33)</sup>わる。今蟒衣を織る者、類ね龍形と爲して蟒の象に非ず、名は蟒と雖も、實は則ち龍なり。請らしくは、鏞の言の如く、凡そ内外の曾て賜を受け、および自ら製せし者は、新舊を問うこと無く、悉く進繳せしむ。今より内外機房は、織造するを許さず。違う者は、これを論ずるに法を以てせん。上 これを是<sup>(34)</sup>とす、命ずるに今次の各官に賞與し、および南京守備内

外官の原賜を受けし者は、その服用を聽し、餘は悉く官に還さしめ、この後再び乞うを許さず。〔『明孝宗実録』卷九、弘治元年正月甲子<sup>(35)</sup>〕

礼部の提案は、新旧を問わず、すべて返還を求めるという厳しい内容であつた。しかし、出された禁令は例外規定を設けており、全面禁止といふわけではなかつたから、蟒衣の禁の実効のほどは疑わしい。



図 8-1 飛魚図

（京都祇園祭黒主山前掛、河上繁樹論文所掲）



図 8-2 斗牛図

（北京南苑章子明墓出土、河上繁樹論文所掲）

正徳五年（一五二〇）には、日本の足利義澄が明朝に派遣した使臣宋素卿に飛魚服が賜与された例がある。<sup>㉙</sup>これは宋が太監劉瑾に贈った黄金千両の賄賂と引き替えに賜つたものであり、陪臣<sup>まいじん</sup>が飛魚服を賜るのはこれまで前例がなかつたという。河上氏は、図8にあるような「飛魚図」と「斗牛図」を紹介している。いずれも、龍によく似ている。飛魚には翼があり、斗牛は牛の曲がった角に特徴がある。

さて、あらためて景勝に与えられた明服の補子を見ると、四本爪で二つの脚と二本の曲がった角がある。中国歴史博物館所蔵の「岐陽王世家文物」の中の臨淮侯李言恭（曹国公李文忠の孫）像（図9）に描かれた「斗牛補服」とよく似ており、斗牛ではないかと考える。<sup>㉚</sup>

それでは、鱗龍と飛魚・斗牛がどのような関係にあった



図9 臨淮侯李言恭像  
(沈從文・王群『中国古代の服飾研究』)

かとすると、「明史」には、次のような興味深い記事が見える。

(正徳)十三年、車駕京に還る。(中略)その服色、一品は斗牛、二品は飛魚、三品は鱗、四・五品は麒麟、六・七品は虎彪。(中略)時に文臣の服色もまた走獸を以てす、而して麒麟の服の四品に逮ぶは、尤も異事なり。<sup>㉛</sup>

時期は、明朝でも最も風変わりな天子であった武宗正徳帝の時のことである。彼は、皇帝の地位に嫌気がさして、退屈な北京の宮殿を抜け出し、万里の長城外の宣府に出かけ、戦争ごっこや女遊びに耽っていた。その宣府から戻って来た時に、文武の群臣に対し、一品官は斗牛、二品官は飛魚、三品官は鱗、四品・五品官は麒麟の文様の冠服で出迎えるように指示を出したことがあった。正式に定まった制度ではなかったものの、この史料から、その当時、斗牛や鱗が麒麟よりはランクが上と認識されていたことが判明する。これは、鱗衣が内閣大学士にも賜与されるなどかなり普及し、後から考案された斗牛や飛魚の文様がまだ稀少価値があつたため、鱗衣よりも上のランクにつけられたのである。いずれにせよ、三つの文様は、麒麟よりも高いランクに位置づけられていたことは明らかである。

明朝から日本の陪臣たる戦国大名に正式に与えられたは

ずの冠服の補子が、「日本国王」の太閤秀吉に贈られた明服の麒麟よりもランクの高いと当時認識されていた鱗や斗牛の文様であったというのは、それでもやはり合点が行かない。しかし、あらためて先に紹介した『景勝公御年譜』の記載を想起すると、次のように考えることができる。

つまり、中国から用意してきた冠服が足りなかつたために、冊封使たちの「故衣」すなわち普段着で数を合わせた。実はこれらの中にも明の官僚が日常的に着ている鱗や斗牛の補子を縫いつけた常服があり、それがたまたま景勝に与えられた。このように考えると、つじつまが合う。

数あわせの普段着であつたといつても、鱗や斗牛であれば、龍の一種である。ただ、皇帝をはばかって爪が一本足りない四本爪の龍の文様をつくり、鱗や斗牛と呼んだにすぎない。金糸ではなく彩糸である点を割引いた上の話であるが、秀吉に贈られた麒麟の文様よりも格の高い文様の補子を縫いつけた明服が、上杉神社には所蔵されていることになる。

### 三 兵部劄の意味するもの

次に、「明服一式」六点に含まれていた兵部の公文書である「兵部劄」について検討する。現在の重要な文化財の指

定は、工芸品の明服を中心に指定されているため、その中に兵部劄の文書が添えられた形になっている。しかし、『景勝公御年譜』卷一八、慶長元年九月二日条に、

右ノ劄詞ニ冕服ヲ相副、秀吉ヨリ列侯ニ相授ラル。

と正しく指摘しているように、本来は史料に「劄詞」とある兵部劄が主であり、これに冠服（冕服）が添えられたものであつた。<sup>88</sup> なお、中村氏および大庭氏の研究では、現存する兵部劄として、上杉神社所蔵の景勝の都督同知劄付、東京大学史料編纂所所蔵の前田玄以の都督僕事劄付模本、『小早川什書』所録の隆景の都督同知劄付模本、『西征錄』所収の景轍玄蘇の日本本光禪師劄付模本のあわせて五点を紹介している。ほかに『景勝公御年譜』卷一八には、徳川家康に与えられた右都督劄付の写しを載せている。

兵部劄の「劄」とは、劄付のことである。劄付は、中國の元・明時代以降に用いられた公文書の一形式で、とくに上級官庁が下級の官庁に対して遵守すべき内容などを指示する場合に用いられた。<sup>89</sup> 以下に、『兵部劄』の原文を掲げる。従来、この史料は、必ずしも正確に解釈されていなかつたので、改めて史料の書き下し文も提示したい。

〔原文〕

次に、「明服一式」六点に含まれていた兵部の公文書である「兵部劄」について検討する。現在の重要な文化財の指

兵部爲欽奉

聖諭事。照得、傾因關白具表乞封。

皇上嘉其恭順、特准封爲日本國王、已足以遠慰內附之誠、永堅外藩之願矣。但關白既受

皇上錫封、則行長諸人即爲

天朝臣子、似應酌議量授官職、令彼共戴

天恩、永爲臣屬。恭候

命下、將豐臣景勝、授都督同知官職、以示獎勸。擬合

給劄。爲此合劄。本官遵照劄內事理、永堅恭順、輔導

國王、恪遵

天朝約束、不得他有別求、不得再犯朝鮮、不得擾掠沿

海、各保富貴、共享太平。一有背違

王章不宥。須至劄付者。

右劄付都督同知豊臣景勝。准此。

萬曆貳拾參年貳月  
癸酉初四日給

劄付 石

〔書き下し〕

兵部 聖諭を欽奉せんがことの爲にす。照し得たるに、

關白 表を具して封を乞うに因り、皇上 その恭

順なるを嘉みし、特に封じて日本國王と爲すを准す、

すでに以て遠く内附の誠を慰め、永えに外藩の願いを

堅くするに足れり。但だ關白 既に皇上の錫封を受くれば、則ち行長諸人は即ち天朝の臣子と爲らん、應に

酌議し量りて官職を授け、彼をして共に天恩を戴き、

永えに臣屬と爲さしむべきに似たり。恭しく命の下る

を候ち、豊臣景勝を將て都督同知の官職を授け、以て

獎勵を示さん。擬すらくは劄を給すべし。これが爲に

劄すべし。本官は劄内の事理に遵照して、永えに恭順

を堅くし、國王を輔導し、恪んで天朝の約束に遵い、

他に別の求め有るを得ず、再び朝鮮を犯すを得ず、沿

海を擾掠するを得ず、各おの富貴を保ち、共に太平を

享けよ。一たび背違有らば 王章宥さず。須らく劄付

に至るべき者なり。

右、都督同知豊臣景勝に劄付す。此を准けよ。

萬曆貳拾參年貳月  
癸酉初四日給す

劄付 石

劄付の内容は、以下の八項目で構成されている。

①タイトル

②官職を受ける経緯

③都督同知授官の伝達

④遵守すべき内容の指示

⑤獎勵と警告

⑥劄付を受ける対象者

⑦日付

(8) 割付を出した者の署名

従来、この兵部割は単に「都督同知」の官位を与える辞令書、あるいは「贈状」「職帖」として理解されてきた。前述したように兵部割が主で、冠服が添えられたものであることから、単なる贈状でないことは明らかである。また文武官の辞令書としては、本来、任命者である天子の「誥命」や「勅命」を用いるのが適當である。<sup>(43)</sup>それを用いないで、兵部の割付という形式を用いたのは、大庭氏がすでに指摘したように「兵部が帝の旨を奉じて行つた授官で、割付によって伝達する略式によつた」<sup>(44)</sup>からである。それとともに、兵部の割付を用いることによって、割付を受ける対象者を兵部の下に序列化したうえで、授官に伴つて遵守すべき内容の指示を明確化する意図が込められていたと考えられる。

明朝が、秀吉を日本国王に封じようとしただけでなく、家臣や諸大名にも官を授けた経緯については、『明神宗実錄』卷二八一、万曆二十三年正月乙酉（一一日）の条に見える。

兵部尚書石星題す。關白 表を具し封を乞うに、上特に封じて日本國王と爲すを准す。隆慶年間初めて順義王に封じるの舊例を査するに、その頭目の効順する者、授くるに龍虎將軍等の職を以てす。染顏三衛の頭

目は見に各おの都督等官を授かる。いま平秀吉 既に皇上の錫封を受ければ、則ち行長諸人は、即ち天朝の臣子たり、恭しく旨の下るを候ち、豊臣行長・豊臣秀輝元・豊臣秀保をもつて各おの都督僕事を授けん。

（中略）旨を奉じたるに、議の如く行え。<sup>(45)</sup>

兵部尚書石星は、あくまで染顏三衛などのモンゴルの前例に準拠するものであることを断つた上で、秀吉が皇帝から「日本國王」の封号を受けられたあかつきには、秀吉の家臣たちも中国の臣下となることから、小西行長以下の者にも都督僕事の官職を授けることを皇帝に提案し、許可されている。

これに先立ち前年十二月に、講和交渉のため北京に派遣された行長の家臣の小西飛驒守内藤如安は、内閣大学士趙志皋ら四員および礼部尚書范謙から審問を受けた際に、秀吉以下四八名の封号授官候補者のリストを提出している。<sup>(46)</sup>しかしこれには、なぜか上杉景勝の名はない。<sup>(47)</sup>如安は、この候補者リストのほかに、大都督割付一五張、亞都督割付二〇張、都督指揮割付三〇張、亞指揮割付五〇張、計一五張という多数の空名の割付を要求している。そのうち、どれだけの割付が日本側に与えられたかは明らかではないが、景勝の場合は、おそらくこの空名の割付の一つが用い

られたと考えられる。<sup>(48)</sup>

さて兵部劄<sup>④</sup>では、授官に伴い遵守すべき内容として、次の三点を指示している。

- ・国王を輔導し、明朝の拘束に従い、別に（貢市を）求めない。

- ・再び朝鮮を侵略しない。

- ・沿海地域を略奪しない。

これは、『万曆二十三年勅諭』に見える藤原（内藤）如安が、北京で尋問を受けた際に、冊封の条件として明側から求められた以下の「原約三事」にほぼ対応している。

朕故に特に藤原如安を取りて京に來らしめ、文武羣臣をして闕延に會集し始末を譯審し、并びに原約の三事を訂めしめたり。今より釜山の倭衆盡數退回し、敢えて復た一人も留めず。既に封せしの後、敢えて別に貢市を求め、以て事端を啓かず。敢えて再び朝鮮を犯し、以て隣好を失せず。<sup>(49)</sup>

そもそも、秀吉を「日本国王」に封じるということは、日本を、中国を中心とした國際秩序（冊封体制）に組み込むということであった。<sup>(50)</sup>従って、日本国王に封じられ、冠服を賜わることは、明帝国の皇帝を頂点とした國際秩序の中に位置づけられることを意味した。その結果として、日本国王に封じられた秀吉は、皇帝の勅諭を遵守し、都督同知

を授かった景勝らは、「天朝の臣子」として中央政府の兵部が出した劄付を遵守して、これらの三点の履行を義務づけられたことになる。

さきの『景勝公御年譜』によれば、九月一日にこの兵部劄に冠服を添えて秀吉から授けられたとあった。秀吉は、おそらくこの劄付の持つこうした意味を十分に理解しないで、自らの家臣や諸大名にそのまま配ったと考えられる。

形式論から言えば、劄付とともに冠服を取り次いだということは、朝鮮の使節が伝え聞いたように、秀吉が明朝から日本国王の封号を受けたと誤解されてもやむを得ない面があった。

同日、秀吉は、明朝の冊封使をもてなす宴を開いた。この時、先に述べたように、秀吉以下、家臣や諸大名は贈られた明朝の冠服を着て、猿楽を催すなどして明使をもてなしている。ところが、その晩に、以下に掲げる『武家事紀』にあるように事態は一変して、最終的に講和交渉が決裂した。秀吉が、西笑承<sup>(51)</sup>兌ら三名の五山僧を召して、明朝からである。

二日ノ晚、公（秀吉）花圃ニアソヒ、（承）兌長老・（靈）三長老・（永）哲長老等ヲメシテ、明王ノ冊書ヲヨマシム。小西行長ヒソカニ（承）兌長老ニ云ケル

ハ、此書簡ヲアリノママニヨマハ、公必ス怒リ玉フヘシ、詞ヲカヘテ可讀、（承）兌長老コレヲ不肯、乃アリノママニ讀、公大ニ怒リ玉イテ、我武威ヲ以テ日本ヲ治ム、何ソ明王我ヲ日本ノ王ニ封セン、我明ヲ滅ント欲ストイヘトモ、明王和ヲ乞テ、我ヲ居ナカラ、大明ノ皇帝タラシメンコトヲ云ニヨツテ和談ヲナス。然ルニ日本ノ王ニ封スルコト、甚夕明王カ我ヲアサムケルナリ、乃明ヨリヲクル衣冠ヲ捨、ソノ冊書ヲナケウツ。此倭奸小西（行長）カ所行タルヘシ、乃小西ヲ殺害スヘシトテ、小西ヲ召ス。行長大ニ恐レ、全ク一人ノイタス處ニアラス、三奉行申合テノ事也トテ、數通ノ證文ヲ出ス。コレニヨツテ小西不及子細。乃（承）兌長老等申ケルハ、大明ハ四海ノ長タルユヘニ、イツカタヘモノノ國ノ王號ヲ赦ヲ以テ規模トスルコト、古ヨリ其例アリ、コトニ冊使ヲ立て王ニ封スルコト、是大ナル武威ナリト云、公コレニヨツテ怒氣少シユルヘケレトモ、朝鮮王子ヲ來聘セサルコト、約ヲソムク間、追付朝鮮ヲ再伐セシムヘシ、兩國ノ使ヲ追カヘスヘシトアツテ、三日ノ朝各塲ノ浦ヘカヘサル。公使ヲアワレミ金銀ヲ賜フ。『武家事紀』卷一、譜伝六、豊臣家の丙申十二年（文禄五年、明万曆二十四年）九月）ながらと史料を引用したのは、この「明からの任命なん

か誰が受けるか」という秀吉の啖呵で知られる有名なこの一幕が、同時代の証言は一つも得られず、江戸期になつてから捏造されたものという興味深い指摘を、近年山室恭子氏が行っているからである。<sup>(62)</sup> また同氏は、閏七月十三日丑の刻に発生した畿内の大地震以後、方広寺の大仏の損壊、伏見に建造中の明使を迎えるための城館の倒壊など、世情不安が募る中で、秀吉はすでに和睦破棄の決断をしていたと推定している。

確かに、ここに引用した山鹿素行の『武家事紀』<sup>(63)</sup>を始め、そのほとんどが江戸前期の史料に基づいている。また朝鮮側の史料である黄愼の『日本往還記』には、八月末、秀吉が朝鮮の使節との会見を許可しないという情報を得た時点では、宗義智の家臣柳川調信が交渉の成り行きに重大な懸念を抱いたことを載せている。

ただ、山室氏は、この一幕を明からの使節を前にした「大坂城破局」と呼んでいるが、厳密にいふと、従来、大坂城で、しかも明使の面前で繰り広げられたとされていたわけではない。例えば、引用した『武家事紀』には、二日の晩、「花園に遊び」とあり、伏見城の御花畠山荘の場で行われたとしている。

その前日の九月一日には、明の冊封使の楊方亨と沈惟敬が大坂城に登城し、秀吉に誥命・金印・勅書・冠服を進呈

する儀式を行つた。翌二日には、前述したように秀吉以下の家臣や大名が、明朝から贈られた冠服を着用して饗應の宴を開いている。このため、この日堺で足止めを喰らつていた朝鮮使節黄慎は、関白がすでに冊封を受け、「倭將」四〇人が冠帶を身につけ官を受けたという知らせを伝え聞いたほどであった。<sup>(6)</sup> 三日に明使たちが大坂から戻ると、黄慎は、調信から秀吉の朝鮮に対する怒りがまだ解けていないことを知らされる。翌朝に、明使の沈惟敬のところに往くと、秀吉に仕える「倭僧」三人がおり、「回謝の表文」の相談に来ているなどと聞かされたりしている。以上から判断する限り、冊封の手続きは、朝鮮との交渉とは別に、進んでいたかに見える。

従つて、重要なのは、啖呵の場面の有無ではなく、明の冊封使と朝鮮の使節とを当初から別々に対応していた秀吉が、なにゆえ冊封を受けることを最終的に拒否し、朝鮮の使節のみならず、明使までも追い返したかである。この点は、やはり、秀吉が外交ブレイン西笑承兌らを召して読ませた冊書、なかでも前述した『万曆十三年勅諭』の「原約の三事」の内容に即して検討すべきであろう。とくに、

#### 四　お　わ　り　に

秀吉自身は、明使を追い返すに際して金銀を与えているものの、明朝へ謝恩使は出していないことから、秀吉は結局、「日本国王」の封号を受けなかった。とはいえ、秀吉

て、これまでにも指摘されてきたように、朝鮮から召還され謹慎中であった加藤清正が、先の大地震を契機に秀吉の勘気がとけて、行長の措置を讒言したことが考えられる。<sup>(6)</sup> 加えて、外交ブレインの鹿苑寺僧録西笑承兌・南禪寺住持玄圃靈三・東福寺住持惟杏永哲らと、現地で講和交渉にあたった内藤如安や博多聖福寺住持景轍玄蘇らのいわゆる「対馬グループ」の対立を指摘できるよう思う。あらためて言うまでもなく、五山僧は、室町時代以来、中国との外交文書の作成で重要な役割を果たしていた。文禄の役にあたつても、秀吉に供奉し、肥前名護屋で「征明」のための文書起草に当たるなどしていた。<sup>(6)</sup> しかし、戦争が始まるとき、現地で実際の交渉に当たる小西行長らが前面に出ざるを得ない。このため、講和の最終段階でも、小西行長や内藤如安、さらには柳川調信・景轍玄蘇らが主に活躍して、西笑承兌らは、明使饗應の宴の後に秀吉から召されたに過ぎなかつたからである。

が一度は身につけ脱ぎ捨てたという衣冠と擲ったはずの冊書は、中国に返されることなく、日本に現存している。現在、行方が知られていない金印も、そのまま秀吉のもとにあつたらしく、明朝に返されることはなかつた。秀吉は、当初、講和交渉とは別に「日本国王」の冊封を受けようとしたのであつた。

そもそも、秀吉の朝鮮侵略は、「倭寇」の跳梁や女真族の台頭、スペイン・ポルトガル商船の来航に端的に示されるよう、中国明朝を中心とした冊封体制が揺らぎつある中で、明朝に対抗して秀吉が軍事力を背景に、日本を中心とした秩序を打ち立てようとしたことにあつた。<sup>(6)</sup>これに対し、明朝はあくまで自らの冊封体制に固執して封号を贈ろうとした。また中国に代わろうとした秀吉自身は、旧来からある東アジアの国際秩序には無理解で、全国統一の延長上に、国内と同様に軍事力により支配を求めた。従つて、両国の間の講和交渉が破綻するのは、当然の帰結であつた。<sup>(7)</sup>

またこの講和交渉は、日本と明朝の間で行われ、最も被害を受けた当事国の李氏朝鮮は、これにほとんど関与できなかつた。それは、秀吉自身が明朝と朝鮮とを全く別の扱いをしていてこと、とくに、加藤清正が朝鮮の二人の王子を生け捕りしていたのを、講和交渉を始めるにあたり、秀

吉の命で漢城に送還したことがあつた。その返礼に王子を日本に派遣して来なかつた朝鮮を、秀吉は無礼として、全く朝鮮の使節とは会おうとしなかつた。<sup>(8)</sup>一方、朝鮮は、明朝の冊封体制下に組み込まれていたために、宗主国の冊封使に陪從する藩属国の中立場を変えることはなかつたし、明朝も、朝鮮を講和交渉の前面に出そうとはしなかつた。

以上、上杉神社に所蔵する明朝の冠服を手がかりに、文禄の役のあとに大坂城で行われた講和交渉の一端を見てきた。交渉は決裂し、不幸にしてまもなく慶長の役が始まつたため、こうした講和交渉も、ともすると忘れ去られてしまいがちである。しかし、京都の妙法院や米沢の上杉神社に現存する明朝冠服は、一度は秀吉が冊封使を迎えた、詰命・金印・勅書・冠服を受け取つたこと、すなわち、日本と中国との間で進められた講和交渉が最終的に決裂したとはいえ、冊封の手続きがある段階まで進んでいたことを物語つてくれる。

とくに、上杉神社の冠服は、兵部劄も含めて明服一式がそつくり残つており、極めて貴重である。しかも、妙法院の秀吉のものに比べても、保存状態がとても優れている。これは、上杉米沢藩では、代々藩主自らが謙信・景勝の召した衣裳の入つた長持ちの虫払いに立ち会うなど、細心の

注意を払っていたからである。また、文書の兵部劄とともに、異国の衣裳をかくも大切に保存してきたひとびとの営みの中に、かつて東アジア世界に存在していた明朝を中心とした國際秩序の残像を垣間見ることができる。

最後に、朝鮮側の史料に残されている小西行長の言葉を紹介して、この小論を終えたい。三年にわたる和平工作が失敗に終わり、秀吉に会うことすらできず帰国を余儀なくされた朝鮮の使節に対し、行長が慰めた言葉である。

是の日、晴。朝、（小西）行長は（倭学司正）朴大根に謂いて曰く、日本と朝鮮と必ず終絶の理無し。今行き完了するを得ざるといえども、のちまさに自然成就すべし、須らくこの意を知るべくんば可なり。若し已むを得ず相戦わば、則ちまた須らく計を遷延し、四五年を支撐し、以て、日本の事變を待たば、則ち患無かるべしとか云う。（日本往還日記）十一月初六日戊戌<sup>13</sup>）。

行長は、やむを得ず日本と朝鮮が再度戦うようになった場合は、引き伸ばして四、五年持ちこたえれば、日本の状況が変化することを述べている。<sup>14</sup>これは、二年後の秀吉の死とそれにつづく閔ヶ原や大坂夏の陣をも見通したものと言える。行長は、一般には秀吉の指示とは異なる条件で講和交渉を中国と進めた人物として、中国側の交渉に当たった

沈惟敬と同様、評判がよくないものの、この「日本と朝鮮と必ず終絶の理無し」という言葉には、その後の日・朝関係と東アジア世界の動向が見据えられている。徳川幕府が成立すると、対馬宗氏により偽造された「国書」とはいえ、これに対する回答兼刷還使が、慶長十二年（一六〇七）に派遣されたのを皮切りに、いわゆる朝鮮通信使の来日が定例化されるからである。

#### 注

（1）山辺知行・神谷栄子『上杉家伝来衣裳』日本伝統衣裳第一巻、講談社、一九六九年。また上杉神社稽照殿の収藏品を解説したのに、横山昭男編『定本上杉名法集』郷土出版社、一九九三年がある。

（2）大庭脩『豊臣秀吉を日本国王に封ずるの詰命』『関西大学東西学術研究所紀要』第四集、一九七一年、のちに『古代中世における日中関係史の研究』同朋舎出版、一九九六年に収録。

（3）朝鮮では、壬辰・丁酉倭乱、中国では万曆朝鮮の役と呼ぶ。先行研究として、石原道博『文禄・慶長の役』塙書房、一九六三年。中村栄孝『日鮮関係史の研究』中、吉川弘文館、一九六九年。北島万次『豊臣政権の对外認識と朝鮮侵略』校倉書房、一九九〇年、同『豊臣秀吉の朝鮮侵略』吉

川弘文館、一九九五年などを参照した。

(4) 注(1) 前掲の山辺知行・神谷栄子著書所収。

(5) 『明太祖実錄』卷五、「洪武三年五月辛亥」。

(6) 注(2) 前掲の大庭論文。

(7) 『明史』卷七六、職官志五、五軍都督府に、「中軍・左

軍・右軍・前軍・後軍五都督府、每府左・右都督、正一品。

都督同知、從一品。都督僉事、正二品。」とある。

(8) 『諸司職掌』兵部、司馬部、銓選、武官資格に「從一品  
都督同知」とある。

(9) 『明史』卷八七、輿服志三、文武官公服・文武官常服。

(10) 京都国立博物館編『妙法院と三十三間堂』日本経済新聞

社、一九九九年。

(11) 注(10) 前掲書所収の河上繁樹「爾を封じて日本国王と

為す——明皇帝より豊臣秀吉へ頒賜された冠服——」。妙

法院の変遷については、河上論文を参照した。

(12) 江戸時代、方広寺大仏殿の再建勧進のため秀吉の遺品が

一度公開されたことがある。その折り、『豊公遺宝図録』

(天保三年刊・一八三二年) という目録が出版されている。

中村氏は、注(3) 前掲の著書一一二頁で、「博書堂図書

記」の印記を有する中村氏家蔵一本には、「正宣」という

人物の附箋朱書按文があり、この図録中に「朝鮮人衣」と

記された冠服は、「明國と和睦の時、来朝の使所携ならん、

然れども、其冊封を愧て、韓物といひ紛らせしなるべし」と指摘しているのを紹介した上で、「この按文のとおり、

明から賜わった冠服であろう」としている。

(13) 宮内庁書陵部編『図書寮典籍解題』歴史編、養徳社、一

九五〇年の三、古文書「明神宗贈豊太閤書」の解説で、勅

諭は「慶長元年九月三日に豊臣秀吉に贈ったもの」として

いるが、明の冊封使の正使楊方享が大坂城に登城した九月

一日の誤りである。また、この時「詰命・詔書・勅諭の三

通」の国書がもたらされたというが、勅諭と異なる詔書が

何を指すかは不明。中村氏は、注(3) 前掲の著書「〇八、

九頁で、この勅諭が正使李宗城がもたらすはずであった旧

本の可能性を指摘している。とはいっても、九月一日に頒賜さ

れたものは、これと大差なかつたと考えられる。なお、詰

命は石川旧子爵家の旧蔵であったが、現在は大坂市立博物

館が所蔵している。

(14) 皮弁服は、天子の朔望（一日・十五日）視朝や諸王の告

朔の時に着用した。『明太祖実錄』卷五四、洪武三年七月

己亥。

(15) 注(10) 前掲の河上論文。

(16) 『景勝公御年譜』卷一五、天正十九年冬十一月上旬。

(17) 井原今朝男「上杉景勝の朝鮮出兵と熊川倭城」『長野県立歴史館研究紀要』一、一九九七年。

(18) 注(3) 前掲の北島著書『豊臣政権の対外認識と朝鮮侵略』三三九頁。

(19) 明の朝廷では、日本国王の冊封とともに朝貢の許可をめぐって政争が繰りひろげられた。注(2) 前掲の石原著書。

小野和子「明・日和平交渉をめぐる政争」『山根幸夫教授

退休記念明代史論叢』上巻、汲古書院、一九九〇年。のちに『明季党社考——東林党と復社——』同朋舎出版、一九九六年に収録。三木聰「福建巡撫許孚遠の謀略——豊臣秀吉の『征明』をめぐって——」『高知大学人文学部人文科学研究』四、一九九六年。

(20) 『山鹿素行先生全集』武家事紀上、山鹿素行先生全集刊行会、一九二三年。

(21) 朝尾直弘「鎖国体制の成立」『講座日本史』4、幕藩制

会、東京大学出版会、一九七〇年。

(22) 景轍玄蘇『仙巢稿』(内閣文庫所蔵)「柳川調信肖像贊」、

「太閤喜氣溢肩、領金印著衣冠、唱万歳者三次。」

(23) 德川家康・前田利家・浮田秀家・毛利輝元・小早川隆景・

上杉景勝・羽柴秀俊の七人。『景勝公御年譜』巻一八、慶

長元年九月二日の条には、景勝も明らかに送られた冠服を着用したとある。

(24) 注(6) 前掲の京都国立博物館編『妙法院と三十三間堂』

図54、常服麒麟文円領。

(25) 『皇明制書』巻八、「礼儀定式」(洪武二十年序)官員服

色に、「凡衣服花樣、公侯駕馬用麒麟・白澤。(中略) 武

官一品一品獅子。」とある。

(26) 注(1) 前掲の山辺・神谷著書に収める神谷栄子「図版解説」による。

(27) 『上杉家御年譜』三、米沢温故会、一九七七年。監修者の工藤定雄氏の序文によれば、景勝公年譜の完成は、元禄九年(一七〇三)のことであった。冊封使の故衣で数を合せたことは、前掲の山鹿素行『武家事紀』巻一にも見える。

(28) 「按、正統十二年、上御奉天門、命工部官曰、官民服式俱有定制。今有織繡蟒龍・飛魚・斗牛違禁花樣者。工匠處斬。家口發邊衛充軍。服用之人重罪不宥。」

(29) 吳任臣『山海經注』巻五、中山經、「其中多飛魚、其狀如豚而赤文、服之不畏雷、可以禦兵。」

(30) 吳長元『宸垣識略』巻一六、識餘、「西南海子中有斗牛、即虬螭、遇陰雨作雲霧、常蜿蜒道旁及金鑿玉棲之上。」

(31) 『元史』巻一〇五、刑法志四、禁令、「謂龍五爪一角者」とあるように、皇帝が独占した龍の文様は、本来五本の爪と二本の角があると考えられていた。この問題については、富崎市定「龍の爪は何本か」原載一九六四年、同「一角五爪龍について」『石田博士頌寿記念東洋史論叢』一九六五

年、いずれも、のちに『宮崎市定全集』一七巻、岩波書店、

一九九三年に収録がつとに論じている。とくに、前者では、

後述する万曆帝から秀吉に贈られた『万曆二十三年勅諭』の表装部分の装飾文様が、珍しく五本爪の龍を描いていることを指摘している。

(32) 「鱗衣爲象龍之服、與至尊所御袍相肖、但減一爪耳。正統初、始以賞虜酋（中略）。至於飛魚・斗牛等服、亞於鱗衣、古亦未聞。今以頒及六部大臣及出鎮視師大帥。」

(33) 「禮部覆奏、都察院左副都御史邊鏞所言、乞禁內外官僭乞鱗衣者。按國朝品官服色未聞有鱗衣之制。考之爾雅及諸韻書、皆云鱗者大蛇、初無鱗龍之稱。蓋鱗乃蛇屬、非龍類。鱗無角無足。龍則角足具焉。今織鱗衣者、類爲龍形而非鱗象、名雖鱗、實則龍也。請如鋪言、凡內外言有曾受賜及自製者無問新舊、悉令進繳。自今內外機房不許織造。違者、論之以法。上是之、命今次賞與各官及南京守備內外官原受賜者、聽其服用、餘悉令還官、此後不許再乞。」

(34) 『明史』卷六七、輿服志三、「（嘉靖）十六年、群臣朝於駐蹕所、兵部尚書張瓊服鱗。帝怒、諭閣臣夏言曰、尚書一品、何自服鱗。（夏）言對曰、（張）瓊所服、乃欽賜飛魚服、鮮明類鱗耳。帝曰、飛魚何組兩角、其嚴禁之。於是、禮部奏定、文武官不許用鱗衣・飛魚・斗牛・違禁華異服色。」

(35) 『明武宗実録』卷六〇、正德五年二月己丑、「日本國王源義澄遣使臣宋素卿來貢、賜晏給賞有差。素卿私餉（劉瑾）黃金千兩、得賜飛魚服。陪臣賜飛魚、前所未也。」

源義澄遣使臣宋素卿來貢、賜晏給賞有差。素卿私餉（劉

瑾）黃金千兩、得賜飛魚服。陪臣賜飛魚、前所未也。」

(36) 沈從文・王野『中國古代の服飾研究』増補版、京都書院、一九九五年。大庭氏は、注（1）前掲の論文で、「龍の模様」、「すなわち鱗衣」としている。また河上氏は、注（3）

前掲論文の中でも、すでに「斗牛とも飛魚ともみえる文様」と指摘している。

(37) 『明史』卷六七、輿服志三、文武官常服、「（正徳）十三年、車駕還京。傳旨、俾迎候者用曳撒大帽・鸞帶。尋賜群臣大紅綿絲羅紗各一。其服色、一品斗牛、二品飛魚、三品鱗、四・五品麒麟、六・七品虎彪。（中略）時文臣服色亦以走獸、而麒麟之服遠於四品、尤異事也。」および『明武宗実録』卷一五八、正徳十三年正月乙巳の条。

(38) すでに大庭氏も、注（2）前掲の論文で、この点をすでに指摘している。

(39) 万曆『大明会典』卷七五、礼部三四、行移体式、事例、「洪武十五年定。（中略）一、凡有創行事務、合行各屬部遵守者、則從堂上劄付各部。若屬部該行事理、係干放支錢糧官物等項、及須經堂上定奪、亦從堂上劄付各部。」

(40) 例えば、先行研究では、兵部劄原文七行目の「恭候命下、將豊臣景勝」の部分を「恭しく下將豊臣景勝に命ずるを候ち」と訓読する例など、解釈の誤りが見られる。「將」は、

近世漢語でしばしば用いられる前置詞で、動作の直接の対象を示す。訓説では「豊臣景勝を將て」と読むはかないが、意味は「豊臣景勝に」官職を授けるの意である。景勝を関白豊臣秀吉の「下將」と捉えたわけではない。

(41) 兵部劄の中の二箇所の「都督同知」という文字のうち、「督同知」の三文字は別紙を貼って書いてある。

(42) 石は、兵部尚書石星の署名である。

(43) 『諸司職掌』兵部、司馬部、詰勅、給授、「凡武官所授一品至五品、曰詰命。六品以下、曰勅命。」

(44) 注(2)前掲の大庭著書「八二」頁。

(45) 「兵部尚書石星題。關白具表乞封、上特准封爲日本國王。查隆慶年間初封順義王舊例、其頭目効順者、授以龍虎將軍等職。染顏三衛頭目見各授都督等官。今平秀吉既受皇上錫封、則行長諸人、即爲天朝臣子、恭候旨下、將豐臣行長・

豊臣秀家・豊臣長盛・豊臣三成・豊臣吉繼、豊臣家康・豊臣輝元・豊臣秀保各授都督僉事。(中略)奉旨如議行。」

(46) 『明神宗実錄』卷二八〇、万曆二十二年十二月丙寅。

『万曆邸鈔』万曆二十三年甲午卷、十二月。宋應星「經略復國要編」後附、「小西飛稟帖」〔中国史学叢書三編〕所収。

(47) 中村氏は、注(3)前掲の著書「○五頁で、小西行長と對立していた加藤清正の派閥に属する人びとが意図的に排

除されたことを指摘している。

(48) 明朝から用意してきた衣冠は、前述したように三〇セツトあまりであった。なお、「景勝公御年譜」卷一八、慶長元年秋九月一日の条には、当初から景勝の分も要求しているが、誤りであろう。「小西接（撰）津守行長、兼たとあるが、誤りであろう。

浮田秀家・前田利家・小早川隆景・金吾秀秋等ノ位品ヲ頒テ明朝ニ告。コレニ依テ明帝ヨリ別ニ劄付ヲ裁シ、日本ノ列侯ニ配賦ス、且官職及ヒ冠服ヲ賜ル。」

(49) 「朕故特取藤原如安來京、令文武羣臣會集闕廷譯審始末、并訂原約三事。自今金山倭衆盡數退回、不敢復留一人。既封之後、不敢別求貢市、以啓事端。不敢再犯朝鮮、以失隣好。」

(50) 西嶋定生「東アジア世界と日本史」「中国古代国家と東

アジア世界」東京大学出版会、一九八三年。田中健夫「中世における明・朝鮮・琉球との関係」「对外関係と文化交流」思文閣、一九八二年所収。村井章介「建武・室町政權と東アジア」「アジアのなかの中世日本」校倉書房、一九八八年所収。

(51) 黄慎「日本往還日記」九月初三日丙申の条に、「是日、晴。聞關伯已爲受封、諸侯將四十人、具冠帶受官云。」とある。

(52) 山室恭子「黄金太閤——夢を演じた天下びと」中公新書、一九九二年。一一八頁および一五三—五頁。

(53) たとえば、「続本朝通鑑」卷二二三、後陽成天皇八、慶長元年九月丙申など。

(54) 注(51)。

(55) 注(3)前掲の中村著書二〇一頁。

(56) 北島万次「豊臣政権の外交折衝と五山僧」、注(3)前掲の北島著書所収。「対馬グループ」という把え方は、同書一六六頁による。

(57) 『明神宗実録』卷三〇六、万曆二十五年正月丙申の条には、正使楊方亨の報告をうけて兵部が秀吉の「謝恩表文」

を封奏することを提案しているが、これは中國側が苦し紛れに偽造したものである。この間の事情については、『李朝実錄』宣宗、卷八一、二十九年十一月戊戌の条に詳しい。

(58) 金印は所在不明である。詳しく述べ、注(3)前掲の中村著書二〇九、二一〇頁参照。

(59) 注(21)前掲の朝尾論文。

(60) 交渉に当たった沈惟敬と小西行長の彌縫策の問題もあるが、ここではとくに触れない。

(61) 『日本往還日記』九月初四日丁酉の条。

(62) 注(1)前掲の山辺・神谷著書に収める山辺知行「序文——上杉家衣裳の伝来と特質」参照。

(63) 「是日、晴。朝、(小西)行長謂(倭學司正)朴大根曰、日本與朝鮮、必無終絕之理。今行雖不得完了、後當自然成就、須知此意可也。若不得已相戰、則亦須以計遷延、支撑四五年、以待日本事變、則可無患矣云。」

(64) 同様の見方は、柳川調信の使者要時羅の言葉にもあり、対馬グループらの共通認識であった。『日本往還日記』十月初十日癸酉、「(要)時羅言、關伯横失人心、爲惡不悛、不出三五年、勢必難保。朝鮮若能以計羈縻、擇過日子、則終必無事矣。」

#### 【附記】

\* 本稿に掲載した上杉神社所蔵の明朝冠服の写真は、上杉神社稽照殿館長大乘寺健氏のご許可を得て、同館ならびに東京国立文化財研究所所蔵フィルムを使用させていただいた。関係各氏にお礼申し上げる。

\* \* 本稿は、西村山地域史研究会第十八回談話会での報告をもとに成稿したものである。從來から気にはなっていたとはいって、これを機会に考察をまとめることができた。貴重な機会を用意していただいた本会に謝意を表したい。